

在留外国人の帰国前申告と確定申告の際に添付すべき書類

必要な書類：パスポート、居留証(居留証を持っていない場合は提出する必要はない)。

項目	種類	添付すべき証明書類
非居住者	一、所得	1、中華民国境内の所得 A、台湾での各種所得の源泉徴収票(各額所得控除憑單)。 B、各種所得の証明書類。
		2、境外での所得(所得がない場合も含む、滞在日数90日以内の者は不要) 中華民国での労務提供により所得を得た場合、中華民国境内の所得に加算し申告する必要がある。 A、外国税務機関より発行された証明書類。 B、外国の公認会計士又は公証人より証明された所得書類。公認会計士の登録証明書のコピーも必要。 C、現地(中華民国)採用の場合、招聘契約及び元職場での離職証明書類。 (A、B、Cのいずれかを提出。提出できない場合は、当局の査定した所得金額より計算する。)
居住者 (一課税年度において台湾で183日以上滞在者)	一、所得	1、中華民国境内の所得 A、台湾各種所得の源泉徴収票(各額所得控除憑單)。 B、各種所得の証明書類。 中華民国での労務提供により所得を得た場合、中華民国境内の所得に加算し申告する必要がある。 A、外国税務機関より発行された証明書類。 B、外国の公認会計士又は公証人より証明された所得書類。公認会計士の登録証明書のコピーも必要。 C、現地採用の場合、招聘契約及び元仕事の離職証明書類。 (A、B、Cのいずれかを提出。提出できない場合は、当局の査定した所得金額より計算する。)
		2、外国所得(所得がない場合も含む) A、関係者を証明する書類(例：出生証明書、戸籍謄本)。 B、扶養事実の証明書類(例：送金証明書類又は公証書類)。 C、生存証明書類(公証書類、戸籍謄本など生存の事実を証明できる書類)。 D、60才未満の者、当地公立病院又は公的機関が発行した自力で生活能力がないことを証明する書類。
	二、免税額(注1)	1、配偶者 A、配偶者のパスポートのコピー又は出生証明書等の基本資料。 B、以下のいずれかを提出。 a、結婚証明書のコピー。 b、外国政府機関又は在外公館が発行した書類(例：戸籍謄本)。
		2、被扶養者が直系尊属の場合 A、関係を証明する書類(例：出生証明書、戸籍謄本)。 B、扶養事実の証明書類(例：送金証明書類又は公証書類)。 C、20才以上の者を扶養している場合は、前述の書類のほか、以下の書類もご提供下さい。 a、在学中の場合：中華民国教育部が認定する大学の在学証明書、学生証のコピー、卒業証書のコピー、申告年度の学費納入証明書類。(いずれか1つを添付) b、障害者の場合：医者の証明書類又は中華民国障害者手帳のコピー。 c、当地公立病院又は公的機関が発行した自力で生活能力がないことを証明する書類。
		3、被扶養者が子又は兄弟姉妹の場合 A、関係を証明する書類(例：出生証明書、戸籍謄本)。 B、扶養事実の証明書類(例：送金証明書類又は公証書類)。 C、20才以上の者を扶養している場合は、前述の書類のほか、以下の書類もご提供下さい。 a、在学中の場合：中華民国教育部が認定する大学の在学証明書、学生証のコピー、卒業証書のコピー、申告年度の学費納入証明書類。(いずれか1つを添付) b、障害者の場合：医者の証明書類又は中華民国障害者手帳のコピー。 c、当地公立病院又は公的機関が発行した自力で生活能力がないことを証明する書類。
	4、被扶養者がその他の親族で、20才未満又は60才以上の自力で生活能力がない者 A、関係を証明する書類(例：出生証明書、戸籍謄本)。 B、扶養事実の証明書類(例：個別の送金証明書類、公証書類)。 C、自力で生活能力のない者の場合：当地公立病院又は公的機関が発行された自分の生活能力がない証明書類。 D、二十才未満の場合：被扶養者の両親が本国者(戸籍は中華民国である)なら、両方の身分証明書のコピー等。 E、同じ戸籍の場合：公証書類又は戸籍証明書類。 F、同戸籍ではなく同居している場合：当地公的機関が発行された証明書類、被扶養者又は監護人が扶養されている事実の証明書類又は誓約書を提出する。	
	三、実費控除項目	1、寄附金 寄付を受けた団体が発行する領収書の原本。(中華民国政府および国防、軍隊慰労のための寄附金は限度額がない。中華民国の関連法令に従い登録、設立された教育、文化、公益団体および慈善団体への寄附金については、控除できる限度額は総所得金額の20%である。)
		2、生命保険 A、個人が生命保険会社と契約している場合(a、b、cのいずれかを提出)： a、保険料の領収書(原本)。 b、保険料の納付証明書類(原本)。 c、家庭保険の場合、保険契約のコピー。 B、会社・団体単位で徴収される納税義務者が負担する全民健康保険、労務保険等の保険料：会社・団体からの証明書類(ハンコ付きの原本)。
		3、医療費：事実により認定 A、当地の公立病院、全民健康保険を加入する病院及び診療所又は財政部が正確な帳簿を完備したと認定を受けた病院から： a、宛先(支払者)が明記された領収書(原本)。 b、宛先が明記されておらず、カルテ番号だけ記載の受領書の場合、受付証又はコピーを添付する。 c、領収書原本を紛失した場合は、病院等が発行する受領書のコピー。ただし、病院責任者のハンコ付き及び”原本と相違なし”という旨が注記されたものであること。 d、領収書原本は補助を申請する機関に渡す場合、申請機関が受領書のコピーだと証明する書類を添付。 B、海外の公立病院、大学附属病院又は財団法人病院から： a、宛先の受領書(原本)。 b、請求書及び領収書。 c、病院の組織を証明する書類。 C、補聴器、義足、車椅子に必要な費用を負担した場合：上記A又はB病院の医者が発行する診断証明及び領収書を提出する。 D、歯周病のための歯の治療費用：上記A又はB病院の医者が発行する診断証明及び領収書を提出する。
		4、不可抗力の災害による損失 中華民国税務機関の調査を経て発行された災害証明書類。(災害発生後30日以内税務機関に報告する。保険賠償、災害補償金を受ける部分は控除できない。)
5、住宅ローンの利息 A、金融機関の利息受取書又は他の証明書類。(金融機関の利息受取書には借入者の名前、物件所有者の名前、担保物件の住所、自宅借入金用であることを明記し、金融機関の印が押印されたもの。) B、抵当物件の住所が申告時点の戸籍住所と違う場合、納税義務者、その配偶者又は被扶養者の直系尊属の戸籍住所が抵当物件の住所にあることを証明する書類。 C、「修繕貸付」又は「消費性貸付」の名目で住宅ローンを受ける場合は、所有権登記又は建築登記簿謄本を添付する。(1世帯につき中華民国国内の一戸に限定する。貯蓄投資特別控除を引いた後の金額で控除申請をする。なお、その配偶者又は被扶養者の直系尊属のうちいずれかが同居所の居住登記を済ませており、住宅ローン家屋が課税年度において自己居住用であって貸付用や業務用でないこと。)		
6、家賃支出 納税義務者、その配偶者及び被扶養者である直系尊属は国内に営業用ではなく自己居住用家屋を賃借し、支払った賃料は、1世帯につき、毎年120,000元限度として控除できる。但し、住宅ローンの利息を申告した場合は、控除できない。添付すべき書類は下記のものである： A、賃貸契約書のコピー及び支払証憑(例：大家さん署名入りの受領証明書類、ATM振込明細書又は銀行の送金証明)。 B、納税義務者、その配偶者又は被扶養者の直系尊属のうちいずれかが賃借家屋の住所に実際に居住し、同居所の居住登記を済ませており、あるいは賃借している家屋が課税年度において、自己居住用であって営業や業務用でないことを誓約した文書。		
四、財産取引損失控除額 中華民国税務機関が発行する財産取引損失証明又は損失を証明できる書類。(3年前にさかのぼることができ資産譲渡損失の未控除の部分は年度内資産売買所得額を限度とする)		
五、教育学費特別控除額 学費納付書の控え又は納付証明書類。(納税義務者の子女が中華民国教育部の認可する大学や専門学校に就学している場合の学費は、一人当たりNT\$25,000限度として控除できる。ただし、空中大学、空中専門学校、高等専門学校の前3年在学する者及び政府の補助金を受ける者は控除を受けることはできない、認可学校のリストは教育部国際文教処ウェブサイト www.edu.tw/BICER/content.aspx?site_content_sn=8487 に掲載している。)		
六、障害者特別控除額 A、中華民国「身心障礙手冊」(障害者手帳)がある場合：「身心障礙手冊」又は障害者証明書類のコピー。 B、中華民国精神衛生法第3条第4項に規定されている病氣：専門医師の診断証明書類のコピー。		
七、投資の税額低減 促進産業升級條例第8条の規定に基づき 中華民国税務機関に認可される会社が発行した記名株又は株式募集の際の税額低減証明書。		
八、自己居住用住宅を買い換えた場合の税額控除 A、当地の地政機関(法務局)で処理された売却及び購入による移転登記簿謄本のコピー及び所有権登記のコピー。 B、買い替え、売却をした年度の戸籍謄本のコピー又は居留地住所資料のコピー。 C、委託建築の形で建てられた住宅は委託契約、建築用ライセンス、使用権ライセンスを添付する。(自己居住用住宅及び購入価額と前の住宅の売却価額より高い金額を適用する。納めた譲渡所得分の納税額を限度として控除する。但し、財産取引損失として控除された分を除く。)		
九、株主控除可能税額 配当の源泉徴収票(股利憑單備查聯)。		

注1：中国大陸籍配偶者及び扶養家族の免税額、控除額を申告する場合、財団法人海峡交流基金会認証の証明書類を添付する必要がある。

101.2.1,000張
廣告



財政部 臺北市國稅局
住所：臺北市中華路1段2號1樓
電話番号：(02)2311-3711 内線 1116、1118
Fax：(02)2389-1051
ウェブサイト：<http://www.ntat.gov.tw>

